\bigcirc 金個 人情報保護委員会 告示第 号

個 人情 報 \mathcal{O} 保護 に 関 する 法 律 施 行 規 則 \mathcal{O} 部を改一 正 する規 則 **令** 和 五. 年 個 人情 報保護委員会規 則 第 五. 号)

 \mathcal{O} 部 \mathcal{O} 施行に伴 V. 並 び に 個 人 情 報の 保 護に関する法律 (平成十五年法律第五十七号) 第六条及び 第九条

 \mathcal{O} 規 定に基づき、 金融; 分野 に お け る 個 人 情報保護 護に関するガイドライン (平成二十 九年 金個 人情報保護委員会

告示第一号) の <u>ー</u> 部を次のように改正 Ļ 令和六年四 月 日 か 5 適用する。

令 和六年三月十二 日

個 人情 報保護委員会委員 長 藤 原 靜

雄

金融 庁 長官 栗田 照 久

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定 \mathcal{O}

傍線を付し

た部分のように改める。

改 正 後

第8条 安全管理措置(法第23条関係)

第8条 安全管理措置(法第23条関係)

1 金融分野における個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」、「物理的安全管理措置」、「技術的安全管理措置」及び「外的環境の把握」を含むものでなければならない。

当該措置は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じたものとする。

例えば、不特定多数者が書店で随時に購入可能な名簿で、事業者において全く加工をしていないものについては、個人の権利利益を侵害するおそれは低いと考えられることから、それを処分するために文書細断機等による処理を行わずに廃棄し、又は廃品回収に出したとしても、事業者の安全管理措置の義務違反にはならない。

なお、法第23条における「その他の個人データの安全管理のた

1 金融分野における個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」、「物理的安全管理措置」、「技術的安全管理措置」及び「外的環境の把握」を含むものでなければならない。

致

当該措置は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じたものとする。

例えば、不特定多数者が書店で随時に購入可能な名簿で、事業者において全く加工をしていないものについては、個人の権利利益を侵害するおそれは低いと考えられることから、それを処分するために文書細断機等による処理を行わずに廃棄し、又は廃品回収に出したとしても、事業者の安全管理措置の義務違反にはならない。

めに必要かつ適切な措置」には、金融分野における個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、 当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれる。そのため、以下この条における「個人データ」には、当該個人情報も含まれることに留意する。

 $\lceil 2 \sim 8$ 略]

第9条 従業者の監督(法第24条関係)

1 金融分野における個人情報取扱事業者は、法<u>第23条及び第24条</u> に従い、個人データの安全管理が図られるよう、適切な内部管理 体制を構築し、その従業者に対する必要かつ適切な監督を行わな ければならない。

当該監督は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。

- 2 「略]
- 3 金融分野における個人情報取扱事業者は、次に掲げる体制整備 等により、従業者に対し必要かつ適切な監督を行わなければなら ない。

[①・② 略]

③ 従業者による個人データの持出し等を防ぐため、社内での<u>安</u>全管理に係る取扱規程に定めた事項の遵守状況等の確認及び従

「2~8 同左〕

第9条 従業者の監督(法第24条関係)

1 金融分野における個人情報取扱事業者は、法<u>第24条</u>に従い、個人データの安全管理が図られるよう、適切な内部管理体制を構築し、その従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

当該監督は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。

- 2 [同左]
- 3 金融分野における個人情報取扱事業者は、次に掲げる体制整備 等により、従業者に対し必要かつ適切な監督を行わなければなら ない。

[①・② 同左]

③ 従業者による個人データの持出し等を防ぐため、社内での<u>安</u> 全管理措置に定めた事項の遵守状況等の確認及び従業者におけ 業者における個人データの<u>取扱状況の</u>点検及び監査制度を整備すること。

第10条 委託先の監督 (法第25条関係)

「1·2 略]

3 金融分野における個人情報取扱事業者は、個人データを適正に 取り扱っていると認められる者を選定し委託するとともに、取扱 いを<u>委託する</u>個人データの<u>安全管理</u>が図られるよう、個人データ の安全管理のための措置を委託先においても確保しなければなら ない。なお、二段階以上の委託が行われた場合には、委託先の事 業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかに ついても監督を行わなければならない。

具体的には、金融分野における個人情報取扱事業者は、例えば 、以下を実施すること。

- ① [略]
- ② 委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限、委託先における漏えい等の防止及び目的外利用の禁止、再委託に関する条件並びに漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任を内容とする安全管理措置を委託契約に盛り込むとともに、定期的に監査を行う等により、定期的又は随時に当該委託契約に定める安全管理措置等の遵守状況を確認し、当該安全管理措置を見直さなければならない。

なお、委託契約に定める安全管理措置等の遵守状況について

る個人データの<u>保護に対する</u>点検及び監査制度を整備すること

第10条 委託先の監督(法第25条関係)

「1・2 同左]

3 金融分野における個人情報取扱事業者は、個人データを適正に 取り扱っていると認められる者を選定し委託するとともに、取扱 いを<u>委託した</u>個人データの<u>安全管理措置</u>が図られるよう、個人デ ータの安全管理のための措置を委託先においても確保しなければ ならない。なお、二段階以上の委託が行われた場合には、委託先 の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っている かについても監督を行わなければならない。

具体的には、金融分野における個人情報取扱事業者は、例えば 、以下を実施すること。

- ① [同左]
- ② 委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限、委託先における個人データの漏えい等の防止及び目的外利用の禁止、再委託に関する条件並びに漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任を内容とする安全管理措置を委託契約に盛り込むとともに、定期的に監査を行う等により、定期的又は随時に当該委託契約に定める安全管理措置等の遵守状況を確認し、当該安全管理措置を見直さなければならない。

なお、委託契約に定める安全管理措置等の遵守状況について

は、個人データ管理責任者等が、当該安全管理措置等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続を求め、かつ、直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと及び再委託先が法第23条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。

は、個人データ管理責任者等が、当該安全管理措置等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う 場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託 先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は 承認手続を求め、かつ、直接又は委託先を通じて定期的に監査 を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先 の監督を適切に果たすこと及び再委託先が法第23条に基づく安 全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再 委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様 とする。

備考 表中の [] の記載は注記である。